

適切な受診のためのお願い

はりきゅう・マッサージ にかかるときの ③つのポイント

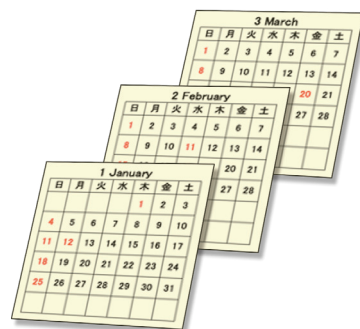
はりきゅう・マッサージのすべての治療（施術）に、健康保険が使えるわけではありません。ここでは、治療を受ける前におさえておきたい3つのポイントをご紹介します。



POINT
1

医師の同意

- はりきゅう・マッサージの治療は、**医師が認めた場合に限り**健康保険が使えます。
- はじめて治療を受ける場合は、**医師の同意書または診断書が必要**です。
- はりきゅう・マッサージの治療を継続して受ける場合は、**3か月に一度、必ず医師の再同意**が必要となります。



POINT
2

健康保険が使える範囲

はりきゅう

健康保険が使える

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群けいわん
- 五十肩
- 腰痛症けいついねんざ
- 頸椎捻挫後遺症

※主に上記6疾患であり、慢性病で医師による適当な治療手段のない場合のみ



使えない

医療機関（病院や診療所など）で
同一疾病の治療を受けている場合

マッサージ

- 筋麻痺きんまひ
- 関節拘縮かんせつこうしゆく

※一律に診断名によることなく、筋麻痺や関節拘縮などの症状がみられる場合のみ



単に疲労回復や慰安を目的としたもの、
疾病予防のためのマッサージである場合

はりきゅう・マッサージ

にかかるときの 3 つのポイント



POINT 3

治療を受けるときのチェックポイント

☐ 症状を正しく具体的に伝えましたか？

- 「いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか」具体的に症状を鍼灸師・マッサージ師へ伝えましょう。

☐ 領収証はもらいましたか？

- 治療を受けたときは、鍼灸師・マッサージ師に治療の内容を確認し、受けた日ごとに領収証をもらって保管しましょう。

☐ 治療内容をメモしましょう！

- 治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。

治療日	治療部分 (例：腰、右足等)	支払額
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円

☐ 症状の改善はみられましたか？

- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、内科的要因(病気による痛み)も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。



ご存知ですか？ 往療について

最近、患者の自宅で治療をする「往療」が増えています。健康保険における往療は、「歩行困難など、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合に限り」認められています。

例えば、歩行は困難であるが一人で会社通勤が可能だったり、単に鍼灸院や治療院に赴くことが面倒などの理由では認められませんのでご注意ください。

健康保険組合からのお願い

- ◆はりきゅう・マッサージに係る保険請求の中には、健康保険の対象とならない疾患への治療や医師の同意のない治療などの不適切な請求も見受けられます。
- ◆厚生労働省の審議会などでも適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。
- ◆健保組合では、そのような不適切な請求を防ぐため、加入者の皆さんに治療内容などを照会する場合があります。
- ◆加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします。

適切な受診のための
お願いです

